

協働のまちづくり事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、協働のまちづくりを推進するために県内の市町（広島市を除く。以下「市町」という。）が実施する事業に対して、公益財団法人広島県市町村振興協会（以下「この法人」という。）が交付する助成金について、公益財団法人広島県市町村振興協会助成金交付規程（平成25年5月28日規程第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業等)

第2条 交付対象事業は、市町が町内会・自治会等の住民自治組織やその他の地域コミュニティ団体、ボランティア団体、NPO等（以下、「協働団体」という。）との協働により実施する事業で、次の各号に定めるとおりとする。ただし、一市町あたり5事業を上限とする。

- (1) 景観・環境保全事業
- (2) 遊休地等活用事業
- (3) 芸術・文化・スポーツ事業
- (4) 産業振興事業
- (5) 観光振興事業
- (6) 定住・地域間交流事業
- (7) 子ども健全育成事業
- (8) 子育て支援事業
- (9) 高齢者福祉事業
- (10) 防災対策事業
- (11) 防犯対策事業
- (12) その他（協働のまちづくりの醸成に資する事業）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、助成の対象外とする。

- (1) 同時に市町以外の他の補助・支援制度による補助金等の交付を受ける事業
- (2) 備品等の購入のみを目的とする事業
- (3) その他、助成の対象として適当ではないと認められる事業

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費は、助成の対象外とする。

- (1) 市町職員の給与及び手当、他の事業関係者への報酬等
- (2) 食糧費（弁当、お茶代等を除く）
- (3) 領収書等により確認することができない経費
- (4) その他、助成の対象として適切でないと認められる経費

(助成金の額)

第3条 市町へ交付する助成金の額は、前条に掲げる事業の市町負担額（1事業あたりの事業費に千円未満の端数があるときは、その額を切り捨てる。）とし、その合計額は一市町あたり400万円を上限とする。

（助成金の交付申請）

第4条 助成を希望する市町は、協働のまちづくり事業助成金交付申請書（別記様式第1号）をこの法人に提出するものとする。

（助成金の交付決定）

第5条 この法人は、前条の規定による助成金の交付申請があったときは、当該申請の内容を審査したうえで助成金の額を決定し、協働のまちづくり事業助成金交付決定通知書（別記様式第2号）により、申請のあった市町に対し通知するものとする。

（助成金の変更交付申請）

第6条 助成金の交付決定を受けた市町が、申請の内容を変更しようとするときは、速やかに協働のまちづくり事業助成金変更交付申請書（別記様式第3号）をこの法人に提出するものとする。

ただし、変更内容が軽微で助成金の交付決定額に不用額が生じない場合は、これを省略することができる。

（助成金の変更交付決定）

第7条 この法人は、前条の規定による助成金の変更交付申請があったときは、当該申請の内容を審査した上で助成金の額を決定し、協働のまちづくり事業助成金助成金変更交付決定通知書（別記様式第4号）により、申請のあった市町に対し通知するものとする。

（事業報告及び請求）

第8条 交付の決定を受けた市町は、事業完了後、当該年度の2月末日までに協働のまちづくり事業助成金実績報告書（別記様式第5号）をこの法人へ提出するものとする。

2 前項に規定する報告書を提出した市町は、協働のまちづくり事業助成金（概算払）交付請求書（別記様式第6号）により、この法人へ助成金の交付請求ができる。

3 第1項の規定にかかわらず、事業未完了その他の事由により、当該年度の2月末日までに事業報告ができない場合であっても、概算払交付請求ができるものとする。

この場合において、概算払交付を受けた市町は、交付を受けた翌年度の5月末日までに、第1項の規定に基づく事業の報告を行うとともに、概算払交付を受けた助成金の額に不用額が生じたときは、速やかに当該不用額をこの法人に返還しなければならない。

（助成金の交付）

第9条 前条第2項又は第3項の規定による請求があった場合は、請求内容を確認し、適正であると認めた場合には、市町に対し助成金を交付するものとする。

2 この法人は、助成金を当該年度末に交付するものとする。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年6月28日から施行し、公益財団法人広島県市町村振興協会の設立の登記の日（平成25年4月1日）から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年5月9日から施行し、平成26年度分の協働のまちづくり事業助成金から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年10月22日から施行し、平成27年度分の協働のまちづくり事業助成金から適用する。